

自由と人権

NO.3 (2021.2.24)

編集・発行：「自由と人権」榎本（090-1884-5757）

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ①「彼ら笑う」 P1
- ②オリンピックとジェンダーフリー P2・3
- ③「軍事研究反対声明陳情」報告 P4・5
—賛成・反対・それとも棄権？ 注目の対応—
- ③葬り去られた陳情 P5-7
—被告答弁書と第1回公判報告—
- ⑤本の紹介+いーたい ほーだい P8

彼ら笑う

石川逸子

「この子は手足が長すぎる」
子を食う母
朝に晩にばりばりと子の手足を食う母
血みどろの口と
慈愛の瞳

「私はお前のためを思っている
いつもお前のためを思っている」

子は逃げる
短くなった手と足で子は逃げる
母の沼 どぶどろの臭い放つ 沼から逃げようと
もがく

「誰か来て 息子が逃げる
どうかあの子をつかまえて」
髪振り乱し わめく母
したたる涙
子は取り巻かれる
おとなしい隣人たちが子を囲み
次第にその輪をちぢめてゆく

「食べられたのは僕です
流れたのはぼくの血だけなのです」
「悪いのはお前だ」「お前だ」
「ぼくの手足はぼくのものだ
ぼくはぼくの手足を守らねばならない」
「それでも悪いのはお前だ」「お前だ」

子はひとりぼっち 味方はいない
大勢の手が彼をつかみ
またつなぐ 彼を その母の足元近く
灰色のきつい鎖に

「ぼくはあなたを憎む」
「わたしはお前を思っている」
「ああいっそぼくはあなたを殺したい」
「わたしはお前を思っている」
うっとりと母はささやく
微笑みながら近付き
ばりばりと子の手足をじゃぶる

子は変わっていく
朝に晩に手足を食われて子は変わってゆく
もう子は逃げようとしな
彼は静かに朝焼けをみつめ じっと一日の終わりを待つ
「わたしの息子 お前はやっといいい子になった」
「彼は死んだんです 母さん」
「まあ お前ったらふざけて」
上機嫌に笑う母
俯向く子

「ごらん 実にいい風景だ」
「ええ 心あたたま……」
遠く語りあう隣人
誰も彼も笑っていた
死んだ 或いは死にかかった 子の魂はそっちのけに
笑っていた 実に楽し気に笑っていた

【訂正とお詫び】

日本学術会議の軍事研究反対声明を支持する陳情について「市議会議員に対するはたらきかけとその対応」の記載に誤りがありましたので訂正いたします。

一覧表の中で、床鍋議員と大川議員については「無回答」としました。しかし後日、「やまとみどり」の中野議員から、同会派を代表して連絡・対応したつもりだったというお申し入れをいただきました。双方の認識の違いがあったものの、記載した内容が間違っていたことは事実でしたので、以下のように訂正いたします。

お二人につきましては「無回答」を取り消し、「会派を代表して中野議員に受諾、対応していただきました」とします。床鍋議員・大川議員、ならびに「やまとみどり」の会派に対しましてはご迷惑をおかけしたこと、お詫び申し上げます。



森会長辞任

東京五輪・パラリンピック組織委員会の森喜朗会長の女性差別発言、そして辞任、さらに後任会長推薦、そして辞退、さらに密室での橋本新会長就任、問題の多い経過が続いたが、その一つ一つがわが国の改善すべき課題を示している。

森会長の発言は前近代的男女差別の典型だし、辞任に至るまでのドタバタは日本的責任の取り方の不徹底さの表れ、森氏による後任の推薦・川口候補の辞退はこの国の権力構造の継承を見るようだ。さらに新会長の選出は、「オープンに」との掛け声とは裏腹に密室・非公開で進められた。

こんな醜態をさらしてまで、オリンピックを開催する必要があるのか、そのこと自体が疑問ではある。

オリンピック

現代のオリンピックは商業主義と国家主義に支配され、競技活動そのものが歪められている。選手は動く広告塔、競技会場は CM 番組だ。コマーシャルイズムによって競技時間や時期までが左右される。ドーピングの例を引くまでもなく、勝つためにはあらゆる手段が用いられる。これは資本主義国か社会主義国かで違いはない。報奨金や広告料などの金銭的報酬獲得のため、国家の名誉のため、選手の肉体までもが冒される。

オリンピックはそもそも国家間の競技ではなく、その競技に出場する選手やチーム同士の競争と定められている（※）はずだ。「スポーツは金もうけの手段ではない」とするアマチュアリズムの精神など跡形もない。「楽しんでいます」との選手の声とは裏腹に、国家や資本のために奉仕させられているのが現状ではないか。そんなオリンピックが本当に必要なのか。

※オリンピック憲章 「オリンピズムの根本原則 3.オリンピック・ムーブメントは、オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動である。」

また、オリンピックの種目の中には、本当に「平和の祭典」としてふさわしいのかと思われるようなものもある。例えば、近代五種・射撃などである。オリンピック種目については、歴史的に軍事・軍隊・戦争と関連するものが多いが、この2種は特に戦争と因縁が深い。

さらに言えば、そもそも各競技種目について、世界第1位を選ぶ必要が本当にあるのかという根本的な疑問もある。

少なくとも、新型コロナ感染下でオリンピックを行うこと自体が間違っていると思うのだが、マスコミや政府・自治体首長からは冷静な声はほとんど聞こえてこない。まるで太平洋戦争末期のように、掛け声だけは勇ましい。内実はスカスカ（菅々？）だということに。

ジェンダーフリー

森氏の差別発言を受けて東京五輪・パラリンピック組織委員会は7日、「ジェンダーの平等は東京大会の基本的原則の一つ」とし、人種・性別など「あらゆる面での違いを尊重し、たたえ、受け入れる大会を運営する」と表明した。

ジェンダー（gender）とは、生物学的な性別（sex）に対し、社会的・文化的につくられる性別のこと。こう説明されるとわかったように気にもなるが、ジェンダーと性別の境界線や、具体的事例について両者

の明確な違いとなると、混とんとしていてわかりづらいことも多い。ともあれ、森氏の発言がジェンダーフリーに反することは間違いない。

この言葉に関しては思い出すことがある。

むかし学校で

もう 10 年以上も前、都立学校に勤めていたときのことだ。ある日の職員会議で管理職から次のような発言があった。

「今後はジェンダーやジェンダーフリーという言葉を学校現場で使用しないように」

かなり昔のことなので、発言の内容がこのとおりだったかは自信がないのだが、要旨はそのようなものだったと思う。その時は唐突に感じたし、不穏当な気がしたものだ。

今から思えば、2003 年 7 月の七尾養護学校の性教育に対する右派系都議会議員による教育介入事件、その後の都教委の不当処分（裁判で都教委敗訴）、それを受けて 2004 年 8 月 26 日に都教委が都立校に発出した通知文（「ジェンダーフリー」の文言の使用について、今後、原則的に使用を取りやめるとともに、各校においても使い方に注意する）によるものであったとわかる。しかし当時は、とにかく何か受け入れがたい事態が起きているという感覚しか持てなかった。そんな感じを持った人も他に多くいたかもしれないが、その場では何の質問も意見も出なかったし、自分もそのままやり過ごした。事後に同僚と話し合った記憶もない。

根本的には思想・良心の自由、表現の自由という基本的人権の侵害ともいえる内容だったわけだ。しかしそのことに思い至らず、「変な感じ」がしてもただ黙ってやり過ごしてしまったことに、今でも忸怩たる思いがある。

大切なのは、おかしいと気づくこと、気づいたときにそのままやり過ごさないことだ。

このことは、2003 年の 10 月 23 日に出された通達「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」によって、生徒・教職員の思想・良心の自由を侵害した日の丸君が代強制の流れと無縁ではない。

安倍晋三の影

東京都の教育介入問題は、中央政府の右傾化傾向と無縁なものではなかったし、当然にも国政レベルで同様の事態は進行していた。

安倍晋三元首相をはじめとする日本会議系派国会議員の煽情的な活動により、2006 年 1 月には、内閣府男女共同参画局が、関係部署、管内の市区町村に対し「『ジェンダー・フリー』について」事務連絡」という文書を発出している。その中では「地方公共団体においても、このような趣旨を踏まえ、今後はこの用語は使用しないことが適切と考えます。」とするなど、まことにおぞましい事態となっていった。安倍前首相が行った 2006 年の教育基本法改悪はこの流れの中にある。

森氏の発言はこれらの前近代的思想傾向と無関係とは思えない。むしろそのような思想傾向を背景としていたと考えるべきだろう。一時は、東京五輪・パラリンピック組織委員会の後任候補として安倍前首相の名があがっていた。まったく何をかいわんやである。

日本学術会議声明(軍事研究反対) 支持を求める陳情報告 —賛成・反対・それとも棄権？ 注目の対応—

反戦・反軍の思想

掲題の陳情について、昨年 12 月中旬から今年 1 月中旬まで東大和市議会議員との面談を進めてきました。前号にもご報告したとおり、半数以上の議員が面談を拒絶、または申し出そのものを無視という情けない状況を経て、1 月中旬ごろから東大和市内外の市民に呼び掛けて賛同署名を集めました。

軍事研究反対の主張は、ひとり科学者・研究者ばかりでなく、戦後の日本人民がいつとき獲得した反戦・反軍の思想を引き継ぐものとして、高く評価できるもので、今後も堅持されなければならないと考えています。

82 筆の重み

2 月 16 日の陳情提出締切りに向けて賛同署名集めをしてきました。20 人の署名欄に 1 人・2 人という方も多く、「少して申し訳ない」との添え書きを見るにつけ、むしろ強い決意のようなものを感じましたし、ありがたくも思ったものです。たくさんの署名を集めて下さった方ももちろんありました。

2 月 16 日の締め切りの時点で 82 筆いただきました。それらの多くが郵送によるものであることは、コロナ禍で人との交わりが少ないためでもあったろうし、同時に、わが国の異常な軍拡状況に危機感を感じていらっしゃる方が少なくないということであろうと思います。いずれにせよ、この 82 筆の重みは活かされなければなりません。

2 月 16 日に議会事務局に提出し、82 筆すべてが賛同署名として認められました。ご協力いただいた皆さまには、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

市議会の現状は

裁判（東大和市議会を被告とした損害賠償請求訴訟）のこともあり、改めて東大和市議会会議規則を見直してみました。それによると、原則的な押さえはしっかりとできています。すなわち、議案の委員会への付託原則（35 条）、修正案の専決原則（74 条・127 条）、請願と陳情の同格扱い（134 条）などです。

しかし問題は市議会議員です。会派の意向でものごとを決めていく傾向が強いため、ひとりひとりの議員の顔が見えてこない。議員もそのことで責任を感じにくい（？）ので都合がいい。まるで国会審議のミニチュア版を見るよう。

議会多数派に至ってはもっとひどい。議席数が多ければ思いどおりになるので、余計なことはしゃべらない。しかも市民提案の議案（請願・陳情）に反対する場合には、議席に座り続けていればいい。目に見える形での意思表示はしないで済む。これでは本質的な議論には至るわけではない。

反対意見を堂々と述べるなら議論はかみ合うが、本質論でない理屈をつけて反対に回るから始末に悪い。本質に迫る気がないのなら、せめて議場から退出してもらいたいと思います。それさえ放棄しているのだから救いようがない。

公明党会派の対応注視

公明党会派は、いったん面談を約束しながら、裁判の関係者であるとの理由にもならない理由で面談を撤回してきました。そもそもこんな理屈が成り立つなら、原告となった当方は東大和市議会議員と会うことすらできません。しかし、その会派の対応には注目しています。

初めに述べたように、軍事研究反対の主張は、反戦・反軍の思想だと考えています。つまり、平和主義の立場です。少なくとも「平和の党」を標榜する（現在もその姿勢に変わりがないかは知りませんが、）公明党の会派がどのような対応をするのか見ものです。

よもや平和主義に背を向け、陳情に反対してくるとは思えませんが、先の面談拒絶の例に見るように、どんな理屈を張り付けてくるか分かりません。しかしどんな理由を付けようと、平和を求める声に対する向き合い方が問われるということを同会派は認識すべきでしょうし、私たちも注目していきたいと考えています。



あたらしい憲法のはなし

軍事研究反対陳情の今後の審議予定

★総務委員会

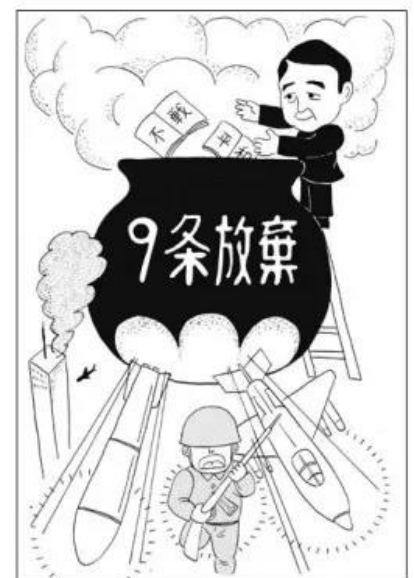
3月5日（金）9時30分から

★本会議

3月12日（金）9時30分から

※本会議での審議は終盤になると思われます。

傍聴よろしくお願いします。



「あたらしい」憲法のはなし

東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情その後 —被告答弁書と損害賠償請求訴訟第1回公判—

2月4日に被告（東大和市）代理人から出た答弁書の内容は、以下のようなものです。

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

- 1 2021年1月13日付けの訴状訂正申立書による訂正後の請求の原因の 第1段落の第1文（「東大和市議会」から「同陳情の審議・採決を行わなかった。」まで）については、同文中「に対し、同年2

月 21 日の市議会において「議長預かり」という処理をすることにより、同陳情の審議・採決を行わなかった。」とあるのを「について、同年 2 月 21 日の市議会議会運営委員会において、同陳情が議長預かりとなったことにより、審議・採決を行わなかった。」と訂正したうえで認め、第 4 段落(「東大和市議会が」から「ことである。」まで)については、市議会だより 271 に陳情提出の事実が掲載されないことは認める。

2 前記 1 で認めたものの以外の原告の主張は否認ないし争う。

第 3 被告の主張

原告の主張は、憲法 16 条を受けた地方自治法 124 条に基づく請願（以下、単に「請願」という。）と法律に根拠のない陳情とを混同するものであり、主張自体失当である。

すなわち、地方自治法 124 条は「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない。」と定めているところ、原告が提出したのは、議員の紹介によらない「東大和市 子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情」（甲 1 号証）であり、それが請願に該当しないことは明らかである。

もちろん、請願に該当しないものであっても、議会に対し、陳情をすること（意見や希望等を申し立てること）は自由であるが、それを受けてどのように対処するかについて定めた法令の定めはなく、議会がその裁量により適宜の取扱いをすべきものである。原告は、「同陳情が市議会ですら正当に審議・裁決されると確信、期待していた。」というが、その確信、期待は、法的な裏付けのない、原告の主観的なものにすぎない。また、原告が「署名にに応じていただいた多くの方々からの信頼を失墜し、その釈明の機会すら奪われた」とも主張するが、たとえそのような事実があったとしても、それは原告と「署名にに応じていただいた多くの方々」との間における事実上の問題であり、被告がそのことについて責任を負わなければならない理由はない。

ともあれ、東大和市議会は、本件の陳情は議会における審査になじまないと判断し、議会に上程せず、「議長預かり」としたうえで、議長は、全議員に本件陳情書を配布した（甲 2 号証）のであり、その取扱いに違法な点は何もない。

したがって、原告のいずれの請求も認容される余地がなく、すみやかに棄却されるべきものである。

以上

☆答弁書についてのコメント

- ・「第 2 請求の原因に対する認否」で被告代理人は何を言おうとしているのか。

法律家の考え方がこういうものなのか、それとも弁護士個人の特質か、どーでもいいことを取り上げている。しかし、議会運営委員会における審議に、問題の本質があることは間違いない。

詳しくは述べないが、被告の指摘している訂正については、あくまでも表現上の問題に過ぎない。

- ・「第 3 被告の主張」で「原告の主張は、憲法 16 条を受けた地方自治法 124 条に基づく請願（以下、単に「請願」という。）と法律に根拠のない陳情とを混同するものであり、主張自体失当である。」と述べているが、これが争点となることは間違いないだろう。

私たちはこのこと自体を争い、議会運営委員会での不当な扱いについて立証していかなければならない。

- ・「第 3 被告の主張」の「また、原告は」から「理由がない。」までの一文は不可解である。被告の前記主張が認められるなら、この答弁は意味がない。認められない可能性も考えたうえでの予防措置というべきか。

被告が縷々述べているのは、市議会の不当な対応によって原告が直接的に受けた損害であり、当然賠償されるべきものであると考えている。

☆手づくり裁判体験記（本人訴訟）

東大和市（東大和市議会）を被告として訴えた損害賠償請求訴訟（以下「陳情裁判」と略）の第1回公判が、2月15日（月）午前11時30分から東京地方裁判所立川支部で開かれました。

これは「東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情（以下、「憲章反対陳情」と略）が議長預かりとなったこと理由とするとして提訴したものです（前号で紹介）。

被告は欠席（第1回公判では、被告は欠席が認められている）で、被告側代理人弁護士事務所の所員らしき人が1名遅れて傍聴に来ていました。原告側は2名の方が、あいにくの雨の中を傍聴に来てくださいました。

この日は、訴状等の確認と次回公判の日程調整（と言っても、裁判官と原告の間だけ）のみ、5分もかからず閉廷しました。「えっ、もう終わりなの?!」という感じ。準備万端で公判に臨んだつもりでしたが、肩透かしをくらったようでした。

次回公判は東京地方裁判所立川支部 401号法廷 11時30分からです。傍聴をお願いします。

帰りの車の中で、傍聴に来てくださった方たちと、以下のようなことを話しました。

- ①次回公判までに何人かで集まって相談しよう。いい知恵が出るかもとれない。
- ②裁判官の無料利用券（30分）があるから、ポイントを絞って相談しよう。
- ③適当な時点で、証人申請を出してはどうか。

ひとり原告、しかも本人訴訟とあっては心強い限りです。お言葉に甘えて、下記のとおりに集会の場を設定しました。

野次馬でも、興味本位でもかまいません。なんでも関わってみることが大事です。その中から面白さも（きっと）見えていると思います。ひとりでも多くのご参加をお待ちします。

裁判ごっこ

事件名：損害賠償請求事件

被告：東大和市（東大和市議会）

原告：東大和市内外市民

公判日時：3月7日（日）13時30分～16時

法廷：東大和市公民館 203 法廷（学習室）



2020年2月、東大和市議会で「議長預かり」として、不当にも審議すらされなかった「東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情。そのことを理由に、損害賠償訴訟を本人訴訟で闘っています。

裁判をサカナに、みんなでカンカンガクガク、言いたい放題、話あいましょう！

※新型コロナウイルス感染防止のため、三蜜を避け、公判を維持します。

※熱のある方、体調の悪い方の傍聴、ないし出廷はご遠慮ください。

★ご参加の方は、事前に書記官（「自由と人権」榎本 090-1884-5757）までご連絡ください。

「本の紹介コーナー」・「いーたい ほーだい」に原稿募集中！
メールで原稿をお寄せください。



本の紹介コーナー + いーたい ほーだい

ー「彼ら笑う」から「天皇」へー

パターナリズム (paternalism) という言葉がある。「強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のため
だとして、本人の意志は問わずに介入・干渉・支援すること。」(ウィキペディアより)

親が子どもに対して「あなたのためなのだから」などと言って、子どもの意に反する行動をとらせることが
代表的な例とされる。日本語では家父長主義、父権主義などと訳されるが、必ずしもそればかりではない。

先生と生徒、保育士と保育園児、上司と部下、介護士と要介護者、看護師や医者と患者などなど、広く社会
にみられる現象である。さらに言えば、国と国民との間の関係、国家間（植民地に対する宗主国）の関係等
にもみられる。

「東大和市子ども・子育て憲章」を見た時にこの言葉が思い浮かんだ。為政者にそんな意識は浮かばなかつ
たであろうが、憲章の根底には父権主義的な血脈を感じる。

冒頭に掲げた石川逸子の詩「彼ら笑う」(『詩のおくりもの 3 家庭の詩』より) は、パターナリズムのより
激烈な表現であるとともに、それを遠巻きにして、微笑み、眺めているあなたや私をあぶりだしたものだ。

この石川逸子の作品に『オサヒト覚え書き―亡霊が語る明治維新の影』(一葉社)がある。明治天皇の父親
で、毒殺されたと言われる孝明天皇・オサヒトの亡霊が登場し、明治維新の真実について作者と語り合うとい
う構成の小説である。ちまたや公教育で流布されている明治維新像が、いかに表層的であり、権力者による歴
史観にまみれているかを気づかせてくれる。

下手な辞書より厚みがあるこの本に恐れをなしてしまう人(実は、自分もそうだった。)には、『オサヒト覚
え書き 追跡篇―台湾・朝鮮・琉球へとー』(一葉社)や『歴史の影に一忘れ得ぬ人たちー』(西田書店)があ
るので、こちらをお勧めする。前掲書ほどの厚さはないが、いずれも歴史を見直すには恰好の書である。

『オサヒト覚え書き』に書名があったので、取り寄せて読んでみたのが蜷川新の『天皇―誰が日本民族の主
人であるかー』(批評社)。この本にも、石川の前掲書と重なる内容が著されている。とりわけ昭和天皇の戦
争責任について、正面から論じているのが爽快である。天皇・皇族への異常ともいえる配慮や言葉遣い、憲法
違反のおそれもある象徴天皇の行いや私的儀式への莫大な予算措置など、ここ数年疑問に思えることばかりだ
だったので、特にそう思ったのかもしれない。

原本は、1952年に光文社から出版された同名の『天皇―誰が日本民族の主人であるかー』であり、批評社
のものはその復刻版である。日本敗戦からそう時を経ていない時代の著作としても、これほど明快に天皇やそ
の戦争責任について論じた本は初めてであった。同時に、著者である蜷川新という人物にも強い興味を覚えた。



「自由と人権通信」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、
行動しています。関心のある方は発行元までご連絡ください。